

判例研究

NHK の受信料債権に対して民法168条1項前段 所定の20年の消滅時効が適用されないとされた事例

— 最高裁平成30年7月17日第三小法廷判決・民集72巻3号297頁、
判タ1453号68頁、裁時1704号3頁 —

石 松 勉*

一 はじめに

放送法に関して一般消費者との関係でもさまざまな問題が議論の対象となっている⁽¹⁾が、とりわけNHKの受信料をめぐるのは、近時、①放送法64条1項の意義、②受信料制度の合憲性、とくに受信設備設置者に対する受信料支払義務・放送受信契約の締結強制の問題のほか、③放送受信契約の成立の方法や時期、④受信料債務の成立時期、さらには、⑤放送受信契約から生ずる受信料債権に対する民法169条の5年の消滅時効の適用の可否、⑥放送受信契約から生ずる受信料債権に対する民法169条の5年の消滅時効の起算点の問題、⑦放送受信契約から生ずる受信料債権に対する民法168条1項前段の20年の消滅時効の適用の可否、⑧放送受信契約から生ずる受信料債権に対する民法168条1項後段の10年の消滅時効の適用の可否、などが問題となっ

*福岡大学法科大学院教授

⁽¹⁾ 齋藤雅弘『電気通信・放送サービスと法』（弘文堂、2017年）282頁以下参照。

ている。

周知のとおり、最判平成26年9月5日⁽²⁾（以下「平成26年判決」という。）は、上記⑤について、受信料債権は民法169条の定期給付債権にあたり5年の消滅時効に服すると解し、最大判平成29年12月6日⁽³⁾（以下「平成29年判決」という。）は、上記①・②の放送法64条1項、受信料制度について合憲と判断した。また、上記③の放送受信契約の成立の方法については、民法414条2項但書、民事執行法174条による承諾の意思表示を命ずる判決を前提とした契約の成立を肯認し、上記③の放送受信契約の成立時期については、かかる承諾の意思表示を命ずる判決の確定時と解し、さらに、上記④の受信料債務の成立時期については、承諾の意思表示を命ずる判決の確定による放送受信契約の成立を前提として受信設備設置時と解した。そして、上記⑥の起算点の問題については、受信設備設置の時ではなく、放送受信契約の成立時から進行を開始すると判示している。

このような中で、最判平成30年7月17日（以下「本判決」という。）は、上記⑦の点について、NHKの受信料債権に対する民法168条1項前段の20年の消滅時効の適用を否定する判断を下した。本研究は、本判決を検討対象とするものである。

それではまず、事実関係から見ていくことにしよう。

二 事実関係の概要

X（日本放送協会〔NHK〕）は、遅くとも平成7年6月末までにXの放送の受信についての契約（以下「本件受信契約」という。）を締結したYに対して、本件受信契約に基づき、平成23年4月分から平成29年5月分までの受信料合計9万6940円及び遅延損害金の支払を求めた。その際、Yは、Xが本

⁽²⁾ 判時2240号60頁、判タ1408号62頁、裁時1611号1頁、裁判集民事247号159頁。

⁽³⁾ 民集のほか、判時2365号3頁、判タ1447号49頁、裁時1689号3頁にも収録されている。

件受信契約に基づく受信料の支払を20年間請求しなかったことから、民法168条1項前段所定の定期金債権の消滅時効（20年）が完成していると主張して争った⁽⁴⁾。

Yは、Xとの間で本件受信契約を締結し、平成7年6月30日、Xに対し、少なくとも同年7月分の受信料1370円は支払ったが、平成7年8月以降の受信料は支払っていないかった。

第1審（大阪地判平成29年3月22日）・第2審（大阪高判平成29年9月8日）はともに、本件受信契約に基づく受信料債権には民法168条1項前段の規定は適用されないとしてYの主張を退け、Xの請求を認容したので、Yが上告受理申立てをおこなった。最高裁はYからの上告受理申立てを受理し、以下のとおり判示した。

三 判旨

上告棄却。「受信契約に基づく受信料債権は、一定の金銭を定期に給付させることを目的とする債権であり、定期金債権に当たるといえる。しかし、放送法は、公共放送事業者であるXの事業運営の財源を、Xの放送を受信することのできる受信設備を設置した者に広く公平に受信料を負担させること
によって賄うこととし、上記の者に対し受信契約の締結を強制する旨を定めた規定を置いているのであり」（最高裁平成26年（オ）第1130号、同年（受）第1440号、第1441号同29年12月6日大法廷判決・民集71巻10号1817頁参照）、受信料債権は、このような規律の下で締結される受信契約に基づき発生するものである。受信契約に基づく受信料債権について民法168条1項前段の規定の適用があるとするれば、受信契約を締結している者が将来生ずべき受信料の支払義務についてまでこれを免れ得ることとなり、上記規律の下で受信料

⁽⁴⁾ なお、平成23年3月より前の受信料債権については、第1審・第2審において、平成26年判決に基づき民法169条の5年の消滅時効により消滅していることが認められている。

債権を発生させることとした放送法の趣旨に反するものと解される。したがって、受信契約に基づく受信料債権には、同項前段の規定は適用されないと解するのが相当である。」(下線執筆者)

四 研究

1 本判決の意義—時効に関して

前述したように、NHKの受信料をめぐる問題のうち、受信料債権に対する民法169条の5年の消滅時効の適用の可否については平成26年判決が、放送受信契約の成立の方法やその時期、受信料債務の成立時期、受信料債権の民法169条の5年の消滅時効の起算点については平成29年判決が、それぞれ最高裁としての判断をすでに示していた。

本判決は、受信料債権に対する民法168条1項前段の20年の消滅時効の適用の可否について最高裁として初めて判断したものである⁽⁵⁾。

受信料債権が民法169条の5年の消滅時効に服するかどうかについては、下級審の判断が分かれていた⁽⁶⁾が、平成26年判決によって肯定に固まり、本

⁽⁵⁾ 下級審においては、本判決の原審・原々審判決のほか、後掲①東京地判平成26年7月16日が、放送受信契約の性質上、基本権たる受信料債権について消滅時効の成立は考えられない旨判示していた。なお、民法169条関連の圧倒的多数の裁判例(後掲③千葉地判平成24年2月3日、後掲④東京高判平成24年2月29日、後掲②東京地判平成26年4月17日、後掲④東京地判平成26年8月7日等)は、民法168条の適用がないとしてもあるいは民法168条の適用の有無に関係なく民法169条の適用が問題となり得るとしていたが、民法168条1項前段の20年により時効消滅することがあり得ることを認めるかのようにとれるものも見受けられた。そのような中、平野裕之「判例解説」法学セミナー増刊速報判例解説 vol.22『新・判例解説 Watch/2018年4月』(2018年)88頁は、いち早く否定説を表明されていた。なお、草野元己「判例評論」法律時報別冊『私法判例リマックス52号・2016 [上] 平成27年度判例評論』(2015年)20頁も参照。

⁽⁶⁾ ただし、民法169条の適用を否定的に解する裁判例としては、管見の限りでは、①京都簡判平成22年12月24日判例集未登載 [LEX/DB25471645]、②川崎簡判平成23年1月18日判例集未登載 [LEX/DB25471646]、③旭川簡判平成23年6月21日判時2150号101頁、④横浜地判平成23年7月13日判時2128号76頁、判タ1366号190頁、⑤豊田簡判平成23年8月18日判例集未登載、⑥茨木簡判平成25年5月28日判例集未登載があるのみである。

判決の登場に伴い、定期金債権・定期給付債権の消滅時効に関しては、民法168条1項後段の10年の消滅時効の適用の可否の問題についての最高裁の判

これに対して、平成26年判決の登場前の段階においても肯定的に解する裁判例は多く、①松戸簡判平成23年9月27日判例集未登載、②旭川地判平成24年1月31日判時2150号92頁、③千葉地判平成24年2月3日判例集未登載、④東京高判平成24年2月29日判時2143号89頁、⑤札幌高判平成24年12月21日判時2178号33頁、⑥横浜地判平成25年2月22日判例集未登載 [LEX/DB25505124]、⑦東京地判平成25年3月19日判例集未登載 [LEX/DB25512189]、⑧東京地判平成25年3月27日判例集未登載 [LEX/DB25511777]、⑨東京地判平成25年4月12日判例集未登載 [LEX/DB25512234]、⑩東京地判平成25年5月17日判例集未登載 [LEX/DB25512951]、⑪東京地判平成25年5月27日判例集未登載 [LEX/DB25512704]、⑫東京高判平成25年6月20日判例集未登載 [LEX/DB25505125]、⑬東京地判平成25年7月5日判例集未登載 [LEX/DB25513871]、⑭東京地判平成25年7月17日判時2210号56頁、⑮東京地判平成25年8月20日判例集未登載 [LEX/DB25514590]、⑯東京地判平成25年8月30日判例集未登載 [LEX/DB25514237]、⑰東京地判平成25年10月21日判例集未登載 [LEX/DB25515687]、⑱東京地判平成25年10月28日判例集未登載 [LEX/DB25515484]、⑲郡山簡判平成25年11月1日判例集未登載 [LEX/DB25504609]、⑳東京地判平成25年12月16日判例集未登載 [LEX/DB25516661]、㉑東京高判平成25年12月18日判時2210号50頁、㉒東京地判平成26年1月29日判例集未登載 [LEX/DB25517695]、㉓東京地判平成26年2月5日判例集未登載 [LEX/DB25518231]、㉔東京地判平成26年2月7日判例集未登載 [LEX/DB25518201]、㉕東京地判平成26年2月20日判例集未登載 [LEX/DB25518220]、㉖東京地判平成26年2月21日判例集未登載 [LEX/DB25517876]、㉗東京地判平成26年2月21日判例集未登載 [LEX/DB25517877]、㉘東京地判平成26年2月28日判例集未登載 [LEX/DB25517711]、㉙東京地判平成26年3月20日判例集未登載 [LEX/DB25518954]、㉚東京地判平成26年3月26日判例集未登載 [LEX/DB25518323]、㉛東京地判平成26年3月27日判例集未登載 [LEX/DB25518675]、㉜東京地判平成26年4月17日判例集未登載 [LEX/DB25519365]、㉝東京高判平成26年4月23日判例集未登載 [LEX/DB25546460]、㉞東京地判平成26年4月28日判例集未登載 [LEX/DB25519146]、㉟東京地判平成26年5月23日判例集未登載 [LEX/DB25519422]、㊱東京地判平成26年5月30日判例集未登載 [LEX/DB25519816]、㊲東京地判平成26年5月30日判例集未登載 [LEX/DB25519111]、㊳東京地判平成26年6月2日判例集未登載 [LEX/DB25520048]、㊴福島地判平成26年7月8日判例集未登載 [LEX/DB25504610]、㊵東京地判平成26年7月16日判例集未登載 [LEX/DB25520520]、㊶東京地判平成26年7月16日判例集未登載 [LEX/DB25520621]、㊷東京地判平成26年8月6日判例集未登載 [LEX/DB25521140]、㊸東京地判平成26年8月7日判例集未登載 [LEX/DB25521211]、㊹東京地判平成26年8月7日判例集未登載 [LEX/DB25521244]、㊺東京地判平成26年8月27日判例集未登載 [LEX/DB25521025]、㊻東京地判平成26年8月29日判例集未登載 [LEX/DB25520954]、㊼東京地判平成26年9月3日判例集未登載 [LEX/DB25521740] 等、圧倒的多数にのぼる。

断が残されるのみとなった⁽⁷⁾。

2 受信料債権に対する民法169条の5年の消滅時効について

ところで、受信料債権に対する民法168条1項前段の20年の消滅時効の適用の可否について検討を加える前提として、民法169条の5年の消滅時効を適用する際の法的根拠についてどのような議論がなされているのかを見ておくことは有益であろう。なぜなら、その立法趣旨が、民法168条1項前段の20年の消滅時効の適用の可否の問題に関しても密接な関連性を有していると考えられるからである。

(a) 根拠その一

NHKの受信料債権について民法169条の5年の消滅時効の適用を認める多数の裁判例⁽⁸⁾は、〔1〕受信料債権は弁済がないと直ちに債権者に支障が生

⁽⁷⁾ この点を肯定的に解しているように見える裁判例として、東京地判平成26年11月26日判例集未登載〔LEX/DB25522884〕や東京地判平成27年1月19日判例集未登載〔LEX/DB25524496〕がある。

しかし、そもそも、受信料債権の場合には、放送受信契約が存続する限り支分権たる受信料債権は不断に発生し続け、民法168条1項後段にいう「最後の弁済期」という場面自体考えられないのではなからうか（この点につき、東京地判平成27年1月19日判例集未登載〔LEX/DB25524496〕参照）。その一方で、受信設備の廃止等による放送受信契約の解約によって受信料債権の発生が止み、その結果、民法168条後段の適用の可否が問題となるが、「最後の弁済期」から10年の経過によってすべての支分権たる受信料債権が時効消滅する以上、そのような支分権を発生させる基本権たる定期金債権自体の時効消滅を考える必要はもはやなくなると解すべきではなからうか（我妻榮『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』（岩波書店、1965年）490頁、川島武宜『民法総則』（有斐閣、1965年）524頁、幾代通『民法総則〔第二版〕』（青林書院、1984年）514頁参照）。

平成29年改正民法においては、定期金債権・定期給付債権の消滅時効に関しても一般的な起算点である客観的起算点（20年）・主観的起算点（10年）の並列方式が採用される（改正民法168条1項）とともに、現行168条1項後段の規定は削除されている。このため、改正後はこのような問題はもはや起こらないように思われる。削除理由は上記と同様の趣旨によるものと思われる（法制審議会民法（債権関係）部会資料69A・7頁参照）。

⁽⁸⁾ 前掲④東京地判平成26年7月16日等。なお、平成26年判決についても、実質的に見れば、これ

ずる債権であることから、速やかに請求され弁済されるのが通常であること、〔2〕通常それほど多額でないため受領証の保管が怠られがちであり、後日の弁済の証明が困難であること、〔3〕受信料は長年放置された後に突然支払の請求をされると多額になって、債務者が困窮することもあり得ること、といった民法169条の立法趣旨⁽⁹⁾のすべてが受信料債権に妥当しなければならぬとするNHK側の主張について、これらのすべて⁽¹⁰⁾あるいは少なくともそのいずれか⁽¹¹⁾が認められれば足りるとして、その適用を排除すべきではない⁽¹²⁾と解している。

そしてさらに、NHKと受信設備設置者との間で締結された放送受信契約

らの立法趣旨から定期給付債権該当性をいうことができた」と評されたりしている（たとえば、宮坂昌利「判例解説」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇平成16年度(上)』（2007年）277頁参照）。

⁽⁹⁾ 梅謙次郎『訂正増補民法要義卷之一総則編（有斐閣書房、1911年）〔復刻版〕』（有斐閣、1984年）428～429頁、我妻『前掲書』491頁、星野英一『民法概論I（序論・総則）』（良書普及会、1971年）276～277頁、河上正二『民法総則講義』（日本評論社、2007年）597頁、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第9版〕』（弘文堂、2018年）437頁等参照。

⁽¹⁰⁾ 前掲②旭川地判平成24年1月31日、前掲⑧東京地判平成25年3月27日、前掲③東京地判平成26年2月5日、前掲⑨東京地判平成26年2月28日、前掲⑩東京地判平成26年3月27日、前掲⑪東京地判平成26年5月30日、前掲⑫東京地判平成26年8月7日。

⁽¹¹⁾ 上記の立法趣旨について総合的に考慮、判断しているものとして、前掲③千葉地判平成24年2月3日、前掲⑤札幌高判平成24年12月21日、前掲⑦東京地判平成25年3月19日、前掲⑨東京地判平成25年4月12日、前掲⑪東京地判平成25年5月27日、前掲⑬東京地判平成25年8月30日、前掲⑭東京地判平成25年10月28日、前掲⑮東京地判平成26年2月7日、前掲⑯東京地判平成26年3月26日、前掲⑰東京地判平成26年5月23日、前掲⑱東京地判平成26年5月30日、前掲⑲東京地判平成26年6月2日、前掲⑳東京地判平成26年7月16日、前掲㉑東京地判平成26年8月27日等がある。

⁽¹²⁾ 前掲⑫東京高判平成25年6月20日、前掲⑭東京地判平成26年9月3日等は、民法169条の立法趣旨は一般的な性質を挙げたものであり、それが妥当しないからといって直ちに同条に規定する債権に該当しないと解する必要はないと判示する。また、前掲⑳東京地判平成26年8月6日は、民法169条の立法趣旨からその適用の有無を画そうとする解釈は時効制度の適用を不安定にし、採用することができないとする。このように見てくると、立法趣旨の捉え方に各立法趣旨の濃淡・強弱があることが窺われ、興味深い。

が基本権としての定期金債権を定めるものであり、日本放送協会放送受信規約（以下「放送受信規約」という。）に基づき年又はこれより短い時期ごとに所定の方法で支払われる具体的な放送受信料債権が基本権から派生する支分権たる定期給付債権にあたることを理由に、受信料債権が民法169条の適用を受けるとするものが多い。

その際に、上記〔1〕の点については、NHKは受信料収入によって財源を確保し、併せて視聴者の公平な負担を実現するために、受信料の支払を延滞している契約者に対し少額であっても最終的には訴訟等によって回収を図っていることから、受信料債権が弁済がないと直ちに債権者に支障が生ずる債権ではないとは必ずしもいえないと説明したり、受信料債権は受信（視聴可能性）に対する対価であり、NHKの事業運営に必要な財源を広告料ではなく、契約者から支払われる放送受信料によって確保することが予定されていることから、相当数存在すると考えられる視聴可能性を有する者から放送受信料を回収することができないことにより、事業運営費を確保できなくなり、個々の契約者の弁済の有無がNHKの事業に直接与える影響が小さいということとはできないと指摘したりするものが見られる⁽¹³⁾。

上記〔3〕の点については、NHKと放送受信契約を締結した者の収入や所得の状況は多様であり、長年の放置後に突然未払受信料の支払請求を受けることによって債務者が困窮することがないとは必ずしもいえないと説明されたりしている⁽¹⁴⁾。

以上に対して、上記〔2〕の点に関しては、訪問集金がされていた段階（平成20年10月に廃止されている。）では、なお債務者が長くその受領証を保管

⁽¹³⁾ 前掲⑤札幌高判平成24年12月21日、前掲②東京地判平成26年4月17日、前掲③東京地判平成26年8月7日。

⁽¹⁴⁾ その中でも、前掲⑬東京地判平成25年7月5日、前掲⑰東京地判平成25年10月21日、前掲⑳東京地判平成26年2月21日、前掲㉑東京地判平成26年2月21日は、とくにこの点を指摘する。

しておくということは稀であったことから、妥当しないとはいえないとするものもあった⁽¹⁵⁾が、現在では、訪問集金もなくなり、受信料の支払は主として金融機関の口座等やコンビニエンスストアの窓口からの振替、クレジットカードの利用等によりなされていることに加え、放送受信料の支払情報についてはNHKがデータベース化して管理することにより、後日の支払の立証が困難となる状況は非常に限られることとなっていることから、必ずしも妥当し得るとはいえないとするものが見受けられるようになってきている⁽¹⁶⁾。

しかし、長期間の時の経過によって過去の受信料の弁済の立証が困難となるかどうかは、もっぱら債務者側の証拠保全の可能性の問題であり、そうであるとすると、債務者の側から容易に立証できる性質のものではないことからすれば、現在でもなお債務者は支払の記録が容易に確認することができる状態にあるとは必ずしもいえないであろう。また、そもそも、債権者(NHK)がこれに全面的な信頼を寄せることにも問題があるとの指摘もある⁽¹⁷⁾。

(b) 根拠その二

やはり、NHKの側からの主張によるものであるが、放送受信料は対価性のない特殊な負担金であり、受信設備の設置者の間で放送受信料が公平に負担されることを強く求める放送法の趣旨からすると、受信料債権は受信設備の設置に起因するものであって基本権である定期金債権は存在しない、したがって民法168条の適用はなく、同条所定の定期金債権が存在しない以上は民法169条の規定も適用されない、との主張に対して、多くの裁判例は、受信料債権はNHKとの放送受信契約という基本契約に基づいて発生する支分権であり、その支分権が民法169条の定める定期給付債権にあたる以上、民

⁽¹⁵⁾ 前掲②旭川地判平成24年1月31日、前掲⑥横浜地判平成25年2月22日。

⁽¹⁶⁾ 前掲⑤札幌高判平成24年12月21日。

⁽¹⁷⁾ 前掲⑩東京地判平成25年12月16日、前掲⑬東京地判平成26年8月7日のほか、草野「前掲判例評論」20頁参照。

法168条所定の定期金債権が存在しないことあるいは民法168条の適用がないことをもって民法169条の適用を除外すべき理由にはならない⁽¹⁸⁾と、あっさりこの主張を退けている。

(c) 根拠その三

さらにNHKは、上記の**根拠その二**に関連して、民法168条が適用されない賃料債権や永小作料債権等について民法169条が適用される債権としてそれぞれ特段の事情が存在しており、受信料債権とはその前提を異にしている旨主張していた⁽¹⁹⁾が、幾つかの裁判例は、この点についても、受信料債権に対して民法169条の適用を否定すべき理由にはあたらないとして、この主張を退けている⁽²⁰⁾。

その際に、受信料は受信（視聴可能性）に対する対価であるが、同じく対価の性質を有する賃料債権のように民法168条の適用がなくても民法169条の適用のある定期金債権も存在するから、民法168条の適用がないことをもって直ちに民法169条の適用を否定すべきではないと判示する裁判例もある。

こうして、受信料債権について民法169条の適用を肯定する多くの裁判例は、民法169条は基本権としての定期金債権から生じた支分権をその適用対象とする規定であり、その定期金債権の中には確かに賃料債権のように民法168条の適用がないものもあるが、民法169条は、その規定上も解釈上も、適用対象となる債権について単に「年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の給付を目的とする債権」と定めているだけで、民法169条の適用

⁽¹⁸⁾ 前掲³⁹福島地判平成26年7月8日、前掲⁴¹東京地判平成26年7月16日、前掲⁴⁴東京地判平成26年8月7日、前掲⁴⁵東京地判平成26年8月27日、前掲⁴⁶東京地判平成26年8月29日のほか、東京地判平成26年10月15日判例集未登載〔LEX/DB25522432〕等。

⁽¹⁹⁾ NHKは、たとえば、前掲²³東京地判平成26年2月5日において、利息債権については主たる債権への従属性、永小作料債権については物権法定主義、賃料債権については賃料の存在が賃貸借契約の要素になっているといった、それぞれの「特段の事情」の存在を指摘したりしていた。

⁽²⁰⁾ 前掲²³東京地判平成26年2月5日等参照。

対象を民法168条の適用がある定期金債権から生じたものに限る趣旨の限定はしていないこと、また、民法169条に5年の消滅時効が定められている趣旨は、定期金債権から生じた支分権であれば、基本権としての定期金債権に民法168条の規定が適用されるかどうかに関係なくいずれも等しくあてはまると考えられることに照らせば、民法169条が適用される支分権は、民法168条の適用がある定期金債権から生じたものに限られると解すべき理由はないとしているわけである⁽²¹⁾。

3 受信料債権に対する民法168条1項の20年の消滅時効の適用可能性について

ここで、次に問題となるのが、基本権たる定期金債権について民法168条の適用が否定されつつ、基本権たる定期金債権から派生する支分権たる定期給付債権について民法169条の適用が認められる債権には、一体どのようなものがあり、それは一体どのような理由に基づいているのか、という点である。問題となっている代表的なもの⁽²²⁾を簡単に眺めたうえで、受信料債権をどのように位置づけ得るかを検討してみることにしよう。

(a) 賃料債権・永小作料債権⁽²³⁾

受信料債権に対する民法169条の適用の可否が問題となった裁判例において、民法168条の適用はないが民法169条の適用が認められる例として多く目にするのが、賃料債権と永小作料債権である⁽²⁴⁾。

⁽²¹⁾ 前掲⑮東京地判平成25年10月28日、前掲⑯東京地判平成25年12月16日、前掲⑰東京地判平成26年8月6日等。

⁽²²⁾ 川島武宜編『注釈民法（5）総則（5）』（有斐閣、1967年）325頁〔平井宜雄執筆〕は、その例として、終身年金や一定の有期年金における年金債権、定期的な扶養料債権、賃料債権、永小作料債権、地上権の地代債権、利息債権等を挙げている。上記の関連裁判例では、賃料債権や永小作料債権、年金債権の例示が比較的目に付く。

⁽²³⁾ 前掲⑱東京地判平成26年3月26日は、民法169条の適用を受ける定期給付債権が民法168条所定の定期金債権の支分権である必要はないとして、その例示として賃借料、永小作料のほかは利息や給料も挙げている。

賃料債権は、定期金債権ではあるが、定期給付債権である個々の賃料債権を生み出す賃貸人の法的地位であり、これと切り離して考えることはできないから、民法168条の適用はない。すなわち、もし民法168条の適用を認めれば、賃貸借契約に基づく使用収益はこれまでと同じように継続しておこないながら無償の使用収益が認められることとなって、賃貸借の一部つまり賃料の発生を契約の要素とする賃貸借の概念に反する（民法601条）と説明されている⁽²⁵⁾。

永小作料債権についても、永小作料は有償性を要素とする永小作権の一部であり⁽²⁶⁾（民法270条）、無償の永小作権の存在を認めることは物権法定主義（民法175条）に反する⁽²⁷⁾ということであろう。

以上に対して、地上権については、地上権における地代は地上権の要素ではなく（民法265条・266条参照）、無償で設定される場合もあり、地上権と地代債権との結びつきは弱いことから、地代債権が存在する場合にも民法168条の適用があると解されている⁽²⁸⁾。

⁽²⁴⁾ 両方のほか、利息債権も挙げるものとして、前掲^⑤東京地判平成26年5月23日、両方を挙げるものとして、前掲^②旭川地判平成24年1月31日、前掲^③千葉地判平成24年2月3日、前掲^⑫東京高判平成25年6月20日、賃料債権のみを掲げるものとして、前掲^④東京高判平成24年2月29日、前掲^⑦東京都判平成25年3月19日、前掲^⑬東京地判平成25年7月5日、前掲^⑮東京地判平成26年2月21日、前掲^⑰東京地判平成26年2月21日、前掲^⑱東京地判平成26年5月30日、前掲^⑲東京地判平成26年8月29日、永小作料債権のみを掲げるものとして、前掲^⑳東京地判平成26年5月30日がある。

⁽²⁵⁾ 我妻『前掲書』489頁、川島『前掲書』523頁、近江幸治『民法講義Ⅰ民法総則〔第7版〕』（成文堂、2018年）385頁等。なお、前掲^②旭川地判平成24年1月31日参照。

⁽²⁶⁾ 川島『前掲書』523頁、我妻『前掲書』489頁、石田穰『民法総則』（信山社、2014年）1136頁、近江『前掲書』385頁等。なお、前掲^②旭川地判平成24年1月31日（ただし、受信料債権の対価性は否定）参照。前掲^⑳東京地判平成26年6月2日は、受信料は視聴可能性に対する対価であり、同じく対価性のある賃料債権のように、民法168条の適用がなくても民法169条の適用のある定期金債権が存在していることを理由にする。

⁽²⁷⁾ 前掲^⑤東京地判平成26年5月23日。

⁽²⁸⁾ 川島『前掲書』523頁、川島編『前掲注釈民法（5）』326頁〔平井執筆〕、幾代『前掲書』515

このように見てくると、賃料債権及び永小作料債権が民法168条の適用を受けないと解されるのは、当該契約の要素性や権利の特質あるいは当該権利と本体との密接不可分性という多分に形式論理的な理由に基づいているということができようか。

(b) 年金債権・扶養料債権

一方、年金債権や扶養料債権はどうだろうか。

国や企業などから公的な年金を受領できる、基本権としての年金債権については、種々の法律あるいは約款に特別の消滅時効規定が置かれている⁽²⁹⁾ため、現在では民法168条の適否が實際上問題となる余地はないといわれている⁽³⁰⁾。

扶養料債権のうち一定の親族関係に基づいて法律上当然に生じるもの（民法877条）については、その親族関係が存在する限りは、基本権としての扶養料債権のみの時効消滅を認める余地はないと解されている⁽³¹⁾。親族関係（それに基づく一定の法的地位）から法律上当然に生じる扶養料債権が単なる時の経過によって消滅することを認めるのは親族による相互扶助という民法の精神に反し馴染まないという考え方によるものと思われる。

(c) 利息債権

次に、利息債権について見てみよう。

定期に支払うべき個々の利息を生み出す、基本権たる利息債権は、性質上は定期金債権であるが、元本債権の存在する限り存在するものであることから、その主たる債権（元本債権）と切り離して時効を認めることはできないと解されている⁽³²⁾。

頁の注（二）、石田『前掲書』1136頁等参照。

⁽²⁹⁾ 国民年金法102条、国家公務員共済組合法111条1項、地方公務員等共済組合法144条の23、厚生年金保険法92条1項等。

⁽³⁰⁾ 川島編『前掲注釈民法（5）』325～326頁〔平井執筆〕参照。

⁽³¹⁾ 川島『前掲書』523頁、川島編『前掲注釈民法（5）』326頁〔平井執筆〕。

(d) マンションの管理費・特別修繕費等に係る債権

最後に、民法168条の適用の可否についてはblankであるが、マンションの管理費・特別修繕費等に係る債権に関する最判平成16年4月23日民集58巻4号959頁（以下「平成16年判決」という。）についても見ておきたい。

平成16年判決は、マンションの管理組合が組合員である区分所有者に対して有する管理費・特別修繕費に係る債権について、この債権はマンションの管理規約に基づいて区分所有者に対して発生するものであり、その具体的な額は総会の決議によって確定し、月ごとに所定の方法で支払われるものである場合には、管理規約が基本権としての定期金債権を定め、月々支払うべき具体的な管理費等の債権は基本権たる定期金債権から派生する支分権として民法169条所定の定期給付債権にあたるとして、民法169条の規定の適用があると判断している。

そこでは民法168条の適用の可否についてはとくに何も判断されていない。しかし、もしかりに民法168条1項前段の適用があるとすれば、（実際には素人集団が理事を持ち回りで担当しており、管理組合が充分には機能していないというのが実態であろうが、この点をひとまず措くとしても）マンションの維持管理の観点から見て、不誠実な一部の滞納者が支払義務を容易に免れ、区分所有者間の不公平を助長し、適正な財源の確保が図られないという不当な結果を招来しかねない。そうだとすると、このような結果を回避するため民法168条1項前段の適用は否定的に解さざるを得ないのではないかと推測される⁽³³⁾。このように、もしかりに民法168条1項前段の適用を認めた場合、管理規約に基づく基本権たる定期金債権は時効により消滅し、それから派生

⁽³²⁾ 我妻『前掲書』489頁、川島『前掲書』523頁、幾代『前掲書』515頁の注（二）等。反対、石田『前掲書』1136頁。賃料債権とともに利息債権を例示するものとして、前掲⁹⁹福島地判平成26年7月8日がある。

⁽³³⁾ 秋山靖浩「判例解説」法学教室458号（2018年）142頁も同旨か。

するはずの、マンションの適正な維持管理のために必要不可欠な管理費や特別修繕費等の定期給付債権については、その支払義務の負担が滞納した区分所有者には一切生じなくなる一方で、マンションの維持管理費を滞ることなく支払っている他の区分所有者の負担の下において将来的にも居住し続けることができるという極めて不公平・不合理な状況が出現するという実質的な理由（「逃げ得は許さない」）を指摘することができる。

多くの下級審裁判例⁽³⁴⁾によって、受信料債権については、放送受信契約に基づいて基本権たる定期金債権が発生し、放送受信規約によってその支払方法が定まる定期給付債権であると認められているが、この点は、平成16年判決が、マンション管理規約により基本権としての定期金債権が発生し、その具体的な金額は総会の決議によって確定することから、管理費等の債権を基本権たる定期金債権から発生する支分権として認めている点に相通じるものがあるといえよう。そして、民法168条1項前段の適用を否定的に解した場合、その理由として、適正に財源を確保する必要があること、将来も引き続いて利益を享受し続ける者の間に支払義務を負う者と負わない者とが存在し負担の公平が確保できないこと、の二点を指摘することができるであろう。そうだとすれば、平成16年判決の背後にも、じつは、受信料債権について同様の判断を下し得る実質的な根拠が共通して伏在していたことを指摘することができ、その意味において、本判決はその延長線上に位置づけることができただかもしれなかった。

⁽³⁴⁾ 前掲①松戸簡判平成23年9月7日、前掲②旭川地判平成24年1月31日、前掲③千葉地判平成24年2月3日、前掲④東京高判平成24年2月29日、前掲⑥横浜地判平成25年2月22日、前掲⑧東京地判平成25年3月27日、前掲⑨東京地判平成25年4月12日、前掲⑫東京高判平成25年6月20日、前掲⑭東京地判平成26年2月7日、前掲⑮東京地判平成26年2月20日、前掲⑳東京地判平成26年2月28日。

4 本判決の評価

定期金債権は、もともと、一定の法律関係を基礎としてあるいは当該権利の特質から、通常の債権とは異なり、とくに長期間にわたって存続する可能性のある債権であるため、一般原則とは異なる時効規制をおこなう必要があると考えられた⁽³⁵⁾。こうして、民法168条・169条の規定が設けられた。したがって、その適用の可否については、本来的に、賃料債権や永小作料債権等のように契約の特質や権利の本質といった形式的な理由からだけでなく、当該定期金債権の特質に照らし実質的な観点からの検討・判断も要請されているともいえそうである。

この点について、本判決は、公共放送事業者であるXの事業運営の財源を、受信設備設置者に広く公平に受信料を負担させることによって賄うこととし、受信設備設置者に対し放送受信契約の締結を強制する旨の規定を置いている放送法の趣旨からすると、このような規制の下で締結される放送受信契約に基づいて発生する受信料債権に民法168条1項前段の適用を認めると、放送受信契約を締結している者が将来生ずべき受信料の支払義務についてまでこれを免れ得ることとなって放送法の趣旨に反すると判示している。

これは、本判決が放送法の趣旨から指摘する受信料債権の特殊性に照らすと、消滅時効制度の趣旨として指摘される債権者側（NHK）の権利行使の懈怠に対するサンクション（「権利の上に眠る者は保護されない」）や債務者側の立証困難の救済、さらには定期金債権・定期給付債権に対する消滅時効制度の趣旨として指摘される、未払受信料の突然の支払請求による債務者の困窮といった点⁽³⁶⁾を考慮に入れたとしても、受信料債権について民法168条

⁽³⁵⁾ 梅『前掲書』425頁、川島編『前掲注釈民法（5）』327～328頁〔平井執筆〕、河上『前掲書』596頁等参照。

⁽³⁶⁾ この点が民法168条1項前段の20年の消滅時効の適用の可否を判断するうえでどの程度重視され得るのかははっきりしないが、しかし本判決がこの点につき少なくとも民法169条の場合とは大きく異なるものと見ていることは間違いなからう。次注（37）参照。

1項前段の20年の消滅時効の適用を否定に解してまで遵守されなければならない放送法の趣旨が、民法168条1項前段の20年の消滅時効の局面に限っては存在しているということの意味していることになろう⁽³⁷⁾。

NHKは、国家機関ではなく、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする」特殊法人である（放送法15条・16条参照）。

また、受信料の法的性質については、判例⁽³⁸⁾・学説⁽³⁹⁾上見解が分かれ、放送の受信（視聴可能性）に対する対価、NHKの事業の維持運営に対して国民に課せられた公的費用負担金あるいは実質上租税類似の特殊な負担金と捉えられたりしているが、受信（視聴可能性）に対する対価と公的費用負担金の両方の性質を有する特殊な負担金と位置づける見解が比較的多く見受けら

⁽³⁷⁾これは、事業運営の財源を適正に確保し受信料の公平な負担を図るという放送法の趣旨が、民法169条の5年の消滅時効の適用を排除すべき理由とはなり得ないとしても、民法168条1項前段の20年の消滅時効の適用の可否にとっては決定的に重要であることを意味していることになる。

⁽³⁸⁾対価性を肯定するものとして、前掲④東京高判平成24年2月29日、前掲⑤札幌高判平成24年12月21日、前掲⑩東京地判平成26年3月26日、前掲⑫東京地判平成26年4月17日、前掲⑬東京地判平成26年6月2日、前掲⑭東京地判平成26年8月7日、対価性のない特殊な負担金とするものとして、東京高判平成22年6月29日判時2104号40頁等のほかに、前掲②旭川地判平成24年1月31日、前掲③千葉地判平成24年2月3日がある。この点に関する最高裁の判断が待たれる。

⁽³⁹⁾河野弘炬「NHK受信契約」遠藤浩＝林良平＝水本浩監修『現代契約法大系第7巻サービス・労務提供契約』（有斐閣、1984年）244頁以下、園部敏＝植村栄治『交通法・通信法〔新版〕（法律学全集15・I）』（有斐閣、1984年）364～365頁、塩野宏『放送法制の課題（行政法研究第6巻）』（有斐閣、1989年）260頁以下、長谷部恭男「公共放送の役割と財源—英国の議論を素材として—」船田正之＝長谷部恭男『放送制度の現代的展開』（有斐閣、2001年）204頁、同「公共放送と受信料」法学教室303号（2005年）25頁、金澤薫『放送法逐条解説（改訂版）』（情報通信振興会、2012年）173頁、平野裕之「放送法64条1項と民法414条2項但書—契約と制度と私的自治—」法学研究（慶應義塾大学）87巻1号（2014年）24頁以下（なお、同「前掲判例解説」86頁も参照）、草野「前掲判例評論」21頁等参照。

れるように思われる。

このような特殊な負担金⁽⁴⁰⁾を、特殊な存在の NHK が業務の維持運営のために受信設備を設置した者との間で放送受信契約の締結を強制したうえで適正かつ公平に徴収していく、という現在の受信料制度の下にあつては、民法168条1項前段の20年の消滅時効の適用の可否を判断する場面において NHK の財源確保と費用負担者の公平性確保という受信料制度の根幹をなす二大要因が決定的に重要であることを、いみじくも本判決は指し示していることになる。

こうして、以上の検討により、本判決は、受信料債権は定期金債権にはあたるが民法168条1項前段所定の20年の消滅時効の適用がない債権の1つとして、新たな事案を付け加えたものと位置づけることができよう⁽⁴¹⁾。

⁽⁴⁰⁾ ただし、この点については、近江幸治「NHK 受信契約の締結強制と『公共放送』概念」判時2377号（2018年）129頁の注（30）参照。

⁽⁴¹⁾ 秋山「前掲判例解説」142頁参照。